

パートタイム

令和8年度採用
加古川市
会計年度任用職員
(スクールソーシャルワーカー)
募集要項



令和7年12月
受験案内

試験日 令和8年1月24日（土）または25日（日）

申込受付期限 令和8年1月14日（水）

申込受付場所 教育相談センター（加古川市役所 北館1館）

加古川市教育委員会 教育支援課 教育相談センター
〒675-0031 加古川市加古川町北在家2718番地
TEL（079）421-5484（直通）

1. 応募資格等

職種	募集人数	応募資格	任期
会計年度任用職員 (スクールソーシャルワーカー)	若干名	[①②のいずれかに当てはまる人] ①社会福祉士または精神保健福祉士の資格を持つ人 ②福祉や教育の分野において専門的な知識・技術を有する人または活動実績がある人	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで ※任用期間は更新する場合があります

注1) 地方公務員法第16条(欠格要件)のいずれかに該当する人は応募できません。

注2) この採用は、加古川市の正規職員の採用とは無関係であり、正規職員採用の際に優先されるものではありません。

注3) 合格基準に満たない場合は不合格とするため、合格者数が募集人数を下回る場合があります。

2. 受験申込

受付期限	令和8年1月14日(水) ※持参の場合 …午前9時～午後5時 郵送の場合 …1月13日の消印有効 オンラインの場合…1月14日午後11時59分まで
必要書類	①加古川市会計年度任用職員(スクールソーシャルワーカー)個人調書(兼選考試験申込書) ※申込書は教育支援課窓口、市ホームページにあります。 ※持参・郵送の場合は、写真(縦4cm×横3cm)を貼付してください。 オンライン申請の場合は、面接時に自署をいただきます。 ②・社会福祉士または精神保健福祉士証の写し ※取得されている方のみ ・その他、免許・資格欄に記入した証明の写し ※オンライン申請の場合は、面接時に提出してください。
受付先	〒675-0031 加古川市加古川町北在家2718番地 加古川市教育委員会 教育支援課 教育相談センター (加古川市役所北館1階) ※上記の申込先に直接本人が持参、もしくは郵送してください。
受験票	申込書を受理後、受験票を送付します。 ※受験票が1月21日(水)までに届かない場合は加古川市教育相談センターへ照会してください。

3. 試験概要

[試験日] 令和8年1月24日(土)または25日(日)

※時間等の詳細は受験票送付時にお知らせします。

[試験内容] 面接試験(約15分)

(1) 専門性、対応力、判断力等に関する適性について

(2) 使命感、コミュニケーション能力等に関する適性について

[試験会場] 加古川市役所北館 ※試験会場等の詳細は受験票送付時にお知らせします。

※車で来られる場合は立体駐車場たんようカーパークつつじ(有料)を利用いたしますが、開場時刻は午前8時15分です。

[受付時間] 指定試験時間の20分前までに、教育相談センター窓口にお越しください。

[持参する物] 受験票

[結果発表] 2月中旬に、受験者全員に結果通知を送付します。

4. 試験結果の開示について

この試験の結果については、所定の書面により開示を求めることができます。開示を請求する場合は、受験者本人であることを明らかにできる書類（受験票、運転免許証等）を持参のうえ、受験者本人が直接請求してください。電話、郵送等による請求はできません。

請求できる人	開示内容	開示期間	請求先及び開示場所
不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1ヶ月間	加古川市教育支援課 教育相談センター

5. 勤務条件

業務内容	■ 課題を抱える児童生徒やその保護者への面談、情報収集及び生活や学習環境への働きかけ ■ 関係機関とのネットワークの構築と連携及び調整 ■ 学校内におけるチーム体制の構築、支援 ■ 児童生徒、保護者、教職員等に対する支援、相談及び情報提供 ■ 教職員等への研修活動 ■ その他、事業遂行に必要と認める事項
勤務場所	加古川市内の中学校を拠点とした中学校区の小・中学校及び義務教育学校
任期	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※任用期間は更新する場合があります。
勤務時間	月曜日から金曜日（祝日は除く）のうち週1日（年間勤務日数51日） 1日 7時間45分（休憩時間60分は含まない） ※勤務時間の詳細は各学校で調整します。 ※業務の都合により時間外勤務が生じる場合があります。
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日 ※勤務日を振り替えることがあります。
報酬等	日額17,000円（見込み） ※通勤手当、時間外勤務手当相当の報酬 ※上記報酬及び諸手当の内容は、今後、給与改定等により変更になる場合があります。
休暇等	年次有給休暇：任期・週の勤務日数に応じて付与 ※上記以外に、忌引休暇等の特別休暇があります。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 (服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止) ※一定の要件を満たす場合は、兼業が可能ですが、本市と兼業先の勤務時間を合わせて、法定労働時間（1日8時間又は週40時間）を超える場合には原則認められません。また、懲戒処分等の規定が適用されます。
社会保険	健康保険・厚生年金・雇用保険は適用されません。
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれか（勤務する所属で異なります。）が適用されます。
その他	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

6. 申込受付場所及び試験会場位置図

